

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 復帰対策（対内）（関係省庁会議）(4)－
社会・労働、教育・文化各部会－

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43767

教育文化委员会

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

総特第473号

昭和45年2月17日

外務省アメリカ局北米第一課長
千葉一夫 殿

総理府特別地域連絡局参事官
加藤泰守



沖縄復帰対策各省庁担当官会議部会の
開催について（通知）

標記会議を下記により開催しますので、貴省（庁）担当官の
出席方を御配意願います。

記

- 1. 部会名 教育・文化部会（第1回）
- 2. 日時 2月23日（月）/4時より
- 3. 場所 総理府講堂
- 4. 議題 教育文化部会の運営について

要処理
12
首席参事官
参事官
渉外課
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
方針
庶務



総 理 府

吉川さんに出すものとしていじり
カード

条約課長
法規課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

教育文化部会(初回)会合に...

25.2.25
米北 / (吉川)

2月23日(月) 總理府において関係各省庁
担当官出席の... (出席官予別添資料92)
(当省の吉川(米北)出席)

本件部会初回会合の用件は、(1) 本部会
の取組む事項は一般教育の制度、水準、

文化財等及び社会教育と青少年対策、
青少年雇用の対策と、(2) 分科会は教育

行政、施設、文化等4分科会とす(3)
本部会の現地調査用派遣可否は

検討することと決定した。
討議要旨次のとおり。即参考まで。

記

1. 特連局の藤参事官より、教育文化部会
外務省

GA 6

発足に当り、挨拶の後、外務省と12月
返還協定に教育文化関係事項の

程度より、返還協定に今後、返還協定に
付、米北の交渉の推移を見たいと判断

した。是等の協定により、返還協定に
交渉に付、米北の交渉の推移を見たいと承

知(22)と希望(22)の2、本部会にお
き、問題点の整理を早急に行うことと各省

協力と要請(22)旨を言した。
2. 特連局守谷渡航監視課長より、今日
(本部会担当)

米北に発足した部会、分科会、概略説明後
別添特連局作成資料を12月25日と12月

意見と米北の発言した。3. (1) 教育制
度、教育水準及び文化の取組は

GA 6

外務省

12月2日各省庁異議なき、(2) 青少年対策
955、青少年雇用対策中社会・労働部会に

取上げの心算性格のものを(労働者)、
看護婦及び保護育成は社会福祉関係と

12月2日取上げの心算(厚生省)と
意見が出され、また(3) 全般的な内容

と12、本部会中文部省の主管事項の大部分
であり、構成者全員の出席は要は
常時

21日(總理府青少年対策室)

(4) さき行政部会調査団の訪沖12日
調査対象項目の時

本部会と重複するものあり、本部会調査団に
新派遣が必要あり(文部省)と

発言あり、

3、この中守谷課長より、上記(2)12月2日

5
1
2

社会労働部会との調整を要するものは
取敢えず本部会に取上げることとし、また

(3) 12月2日、討議は二者用を以て了す旨
の行状に同意あり、最終決定は本部会

におき行状との原則を確立し、21日と答
また(4)は、行政部会調査団の調査結

果が6月頃判明する予定であり、その結果を
見定め、必要ならば本部会調査団の

派遣を検討することとし、旨を宣言、その
分科会に取敢えず下記(5)の(2)とすこと

を提案し、各省庁了承した。

決定事項次のとおり。

(1) 構成者には別添資料2の構成を
す。(特達局及び外務省は常時参加)

(2) 分科会は取敢え次9とあり。

(イ) 教育行政 (国費沖縄学生制度を含む)

(ロ) 教育施設 (琉大国立移管を含む)

(ハ) 教育訓練 (社会教育、青少年対策、看護婦、母性養成を含む。追加者回答を得)

(ニ) 文化

(3) 取上げの検討事項は次9方法に即記別。

(イ) 復帰時において本土制度、法律を適用し、通用出来るもの。

(ロ) 復帰時において本土制度、法律の適用は困難な事(例として、公務員給与、事情が不明なもの)

統一化、一体化の見地から全面的に適用し、その後逐次調整の計

りを行くもの。

(ハ) 暫定措置法を講ずる必要あり。

に区分し、これと上記分科会の内容とを
検討するに各官庁において取纏め
事

3月初旬の次回会合に備へて準備
す。(事前に提出出来る、特達局において

印刷す)。

教育文化委員会

1. 検討事項(国政決定)

(1) 一任化(教育制度、教育水準、社会教育、義務及び責任権限に係る制度)

(2) 教育公務員身分引継

(3) 教育行政制度

2. 構成

総理府(青少年)、警察庁、科学技術庁、法務省、文部省、厚生省、労働省、自治省

検討事項(案)

1. 教育

(1) 教育制度

(ア) 教育已制度

(イ) 教育人事に関する制度

(ロ) 教員の身分取扱いに関する制度

(ハ) 共済制度

(ニ) 教育関係外への団体の取扱い(音楽制度)

(2) 教育水準

(イ) 学校施設、設備の充実

(ロ) 教職員の賃金、向上、指導力の充実

(ハ) 後期中等教育の拡充整備

(ニ) 大学教育の充実

(ホ) 私学振興

(ヘ) 社会教育

(ト) 生涯教育、入社会の振興

2 文化

- (1) 文化財
- (2) 著作権
- (3) 宗務
- (4) 文化施設

3 青少年対策

- (1) 青少年の事故防止 (水防対策)
- (2) 勤労青少年の保護及び福祉増進
- (3) 青少年団体の育成
- (4) 青少年雇用対策
- (5) 家庭、社会教育の振興
- (6) 青少年健全育成施設

4 琉大国立移管

5 国費沖縄学生制度

(参考)

琉球政府行政機構 (教育文化関係)

1. 沖縄の教育行政組織は、本府創設度により、乙運送ニ由リ、大学を除くべし、中央の教育行政に、中央教育委員会が最高の責任を負フてハス。

中央教育委員会の本府に、6カ月の送奉ニ由リ、乙教育委員の送奉により、乙送次ニ由リ、委員数は11人、任期は2年、2年毎ニその半数が改選ニ由ス。

地方教育は、市町村を同一区域トシテ、法人格ヲ持テ教育法(58)が設置ニ由リ、教育主任民に由リ、公送ニ由リ、教育委員の構成ナリ、乙教育委員会が之を担当ナリ。乙教育委員会委員数は各教育主任人(那覇教育主任人)乙任期

1944年乙2年毎上半数が改選ニ由ス。

2. 乙此等教育主任、地方教育の指導管理ニ共同処理ナリ、乙此等行政の刷新化を圖ラセ、乙の命令教育主任を組織シテハス。

3. 大学教育行政は、行政主席の任命により、琉球大学委員会、私立大学委員会に由リ、乙運送ニ由リ、ハス。

4. 行政府の機関に由リ、乙、天教府が設置ニ由リ、ハス。天教府は、中央教育委員会に由リ、乙教育政策を執行ナリ、乙此等、乙由リ、行政府の機関に由リ、乙此等、乙中央教育委員会、乙事務主任に由リ、ハス。

天教府長は、中央教育委員会が推せんを得、行政主席が任命ナリ。

総 理 府

(参考)

教育文化関係主要法令

条 項	法 令	趣 旨
行政組織	・教育委員会法 (1958. 立法才2号)	教育委員会 ³ の組織、権限、取寄を定むる。
	・琉球政府行政組織法 (1961. 立法才100号)	文教局の組織及び所掌事務の範囲を定むる。
教育公務員	・一般取組の取組の給与に關する立法 (1954. 立法才53号)	
	・琉球大專取組の給与に關する立法 (1964. 立法才108号)	本誌に述べ
	・公立学校取組共済組合法 (1962. 立法才148号)	教育取組の免状の授与に關して定むる。
学校教育	・教育基本法 (1958. 立法才1号)	教育の目的等を定むる。 本誌に附録
面 則	・学校教育法 (1958. 立法才3号)	学校の種類、設置者等を定むる。
	・義務教育諸学校の学級編制及び教職員数等の基準に關する立法 (1958. 立法才31号)	
小・中学校	・小中学校設置基準 (1958. 中教則才31号)	学校の設置、編成、施設、設備の基準を定むる。
高等学校	・高等学校設置基準 (1958. 中教則才33号)	
	・政府立高等学校の専任教員及び教職員数等の標準に關する立法 (1968. 立法才129号)	
大 学	・琉球大学教育法 (1965. 立法才102号)	琉球大学と政府並立の組織、運営
	・琉球大学管理法 (1965. 立法才103号)	を定むる。

総 理 府

B-1 JAPAN'S LAW - 1967 - (1000000)

事 項	法 令	趣 旨
	・大学教員基準 (1961. 中教則法 4号)	職上法に①
特殊学校	・盲学校 5ヶ学校の等級編制及び教員定数の算定に關する規則 (1959. 中教則法 3号)	
幼稚園	・幼稚園教員基準 (1958. 中教則法 20号)	
各種学校	・政府立各種学校設置規則 (1965. 中教則法 9号)	産業技術学校の組織等を定める。
私立学校	・私立学校法 (1966. 立法府 111号)	学校法人の設立等に關し定めること及び私立学校法人の組織、権限、ならびに中央教育委員会が学校法人に對する権限を定める。
学校教育の振興等	・学校回當税法 (1965. 立法府 5号)	学校に回當税を課する義務を附し、その補給金を交付する。
	・産業教育振興法 (1964. 立法府 101号)	産業教育の振興を図るに於て政府に補助金を交付することを産業教育審議会の設置等を定める。
	・理科教育振興法 (1960. 立法府 62号)	理科教育の振興を図るに於て政府に補助金を交付する。
	・ハ三光教育振興法 (1958. 立法府 63号)	ハ三光学校を指定し、その学校の教育水準の向上を図るに於てハ三光学校に設置する教育上の義務及び政府の補助金を交付する。
	・高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 (1966. 立法府 22号)	
	・盲学校、聾学校及び養護学校への就学援助に關する立法 (1966. 立法府 23号)	特殊学校への就学を援助するに於て政府の補助金を交付する。
	・就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に關する法律	経済的事情に就学困難な児童生徒に對する

総 理 府

事項	法令	趣旨
	ソビエトの政府の援助に因りて立法(1919立法 才83号)	ソビエト共和国の行政上の政府の補助を定む る。
	幼稚園教育振興法(1914.立法才49号)	幼稚園の振興を因りて、公立幼稚園教育、 施設、設備等上科に補助金を交付する。
学校保健等	学校保健法(1912.立法才66号)	学校に於ける健康診断の義務、学校の生命及 必要保護児童生徒等に係る主要な施設等を 定める。
	学校給食法(1910.立法才47号)	学校に於ける学校給食の義務及び必要保護 児童生徒等に係る給食費補助金を定める
学校教育制度等	私立学校振興会法(1912.立法才35号)	
	私立学校振興会法(1916.立法才125号)	
	冲縄学校学生会法(1915.立法才10号)	
	琉球学校学生会法(1917.立法才32号)	
社会教育	社会教育法(1916.立法才4号)	社会教育の普及を因りて、公民館の設置等 教育上の任務及び政府の補助に於ては学 校施設の利用等を定める。
	スポーツ振興法(1913.立法才27号)	スポーツの振興を因りて、政府及び教 育上の任務に於ては学校施設の利用等を 定める。
文化等	著作権法(明.32.法才39号)	著作権の一部改正
	文化保存法(1915.立法才29号)	重要文化財の相違管理等を定めること 文化保存本部の組織権限等を定

総 理 府

参考

学校概况

1969.5. 学校基本调查

初 级	学 校 数		教 师 数	在 学 生 数	年 集 体 办 道 路			
	本 校	分 校			年 集 体 办 道 路	连 年 办 道 路	能 办 道 路	修 办 道 路
初 级	107	107	410	14,913				
初 级	93	93	349	13,331				
初 级	14	14	11	1,332				
小 学	243	230	4814	139,019				
小 学	2	2	3	9				
小 学	239	228	4803	138,716				
中 学	2	2	10	235				
中 学	155	154	3439	95,931	26,611	15,944	3890	574
中 学	3	3	34	394				93
高 中	151	150	3401	95,160				135
高 中	1	1	4	25				
高 中	38	38	2,419	54,271	15,198	3472	5,111	580
高 中	38	38	2,130	49,658	14,534	3411	4,356	610
高 中	4	4	223	5,967				
高 中	19	19	289	6,513	1,044	11	285	125
高 中	18	18	281	6,516				76
高 中	1	1	2	47				
高 中	1	1	9	413				
高 中	4	4	114	903				
高 中	1	1	27	102				
高 中	1	1	48	254				
高 中	4	2	91	544				
高 中	5	5	141	2,530				
高 中	1	1	56	594				
高 中	4	4	85	1,956				
高 中	3	3	504	6,924				
高 中	1	1	334	3,754				
高 中	2	2	170	3,128				
高 中	6	6	133	1,378				

总 理 府

各 种 学 校 的 数 目
明 年 的 工 业 学 校 的 数 目

B-4 ADMINISSY E-396 (001/5/0/0)

本工地上
少2m

进行
修

第1回 教育・文化部会議事概要

1) 日 時 昭和45年2月23日(月)
於 総 理 府 講 堂

2) 出席者 別紙名簿のとおり

加藤参事官、守谷課長挨拶の後

1) 配布資料(別添)を参考として、教育・文化部会として
検討すべき守備範囲および検討すべき事項の各省への割り
付け方を討議

2) 分科会設置の必要性の有無を討議

3) 討議の結果、他の部会と重複すると思われる「検討事項」
の取り扱いは各省内部の調整を俟つこととし、分科会につ
いては、とりあえず、(1)教育行政(人および制度)(2)教育
施設(教育水準を含む)(3)教育訓練(社会教育、青少年対
策を含む)ならびに(4)化財に関する四分科会を発足させ
ることを決定。

4) また、各省に対し、「参考資料」をもとに、本部会とし
て「検討すべき事項」を補足、訂正のうえ、且つ

総 理 府

(←案→)

(1)復帰前に措置を要するもの、(2)復帰時点で措置すべきもの
(3)復帰後暫定措置を要するものの三つに分類し、各省の分科
会の守備範囲も明確にして、部会事務担当(吉川)まで提出
するよう依頼した。(期限は2週間後)

5) なお、提出された各省意見は整理のうえ、次回の討議を求
めること、また、部会としての現地調査の必要性の有無につ
いても次回部会において決定すること等につき各省の同意を
得た。

総 理 府

別紙

第1回 教育文化部会

出席者名簿

所 属	官 職	氏 名
総理府青少年対策本部	参事官	小 玉 正 任
警察庁保安部防犯課	課長補佐	山 下 力
科学技術庁長官々房総務課	企画係長	紫 崎 正 典
法務省矯正局教育課	課長補佐	野 間 隆 三
外務省アメリカ局北米第一課	事務官	吉 川 英 男
文部省大臣官房総務課	副長	古 村 澄 一
	課長補佐	岩 間 徹 三
厚生省児童家庭局母子福祉課	"	山 田 稔
" 医務局医事課	"	藤 井 信 良
労働省職業訓練局訓練政策課	課長	塩 田 晋
	企画係長	大 月 和 彦
自治省沖縄連絡室	大臣官房調査官	寺 本 力
特 連 局	参事官	加 藤 泰 守
航空局	援助業務課長	畠 谷 礼 次
	監理渡航課長	守 谷 道 夫
	調査官	高 橋 達 男
	課長補佐	吉 川 武 司
	高橋(芳)係長	石田事務官

総 理 府

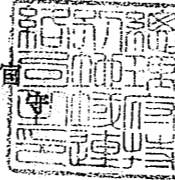
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

総特第996号

昭和45年3月26日

外務省アメリカ局北米第一課長
千葉一夫 殿

総理府特別地域連絡局参事官
加藤泰



沖縄復帰対策各省庁担当官会議部会の開催
について(通知)

標記会議を下記により開催しますので、貴省(庁)担当官の
出席方ご配慮願います。

記

- 1. 部会名 教育文化部会(第2回)
- 2. 日時 4月6日(月) 10:00~12:00
- 3. 場所 総理府B棟会議室
- 4. 議題
 - 各省(庁)提出意見の検討
 - 現地調査の必要性その他の討議

渉外調査
 漁業
 航空
 科学協力
 連絡調整
 調査
 カ子夕
 局庶務



総 理 府

加藤泰
石

説明

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖縄復帰対策教育文化委員会 (記録)

4. 26
米北一

1. 4月6日午前、標記の回会議は総理府において開催された。議題は別添の通り

1) 各省庁提出意見の検討、(2) 現地調査の必要性を付議した(議事内容の別添)

2. 同会には総理府の宇太渡航監理課長が出席し、各省庁出席者に対し教育文化委員会

として検討すべき事項を(1) 復帰前に措置を要するもの、(2) 復帰時点で措置すべきもの

(3) 復帰後暫定措置を要するもの

以上三つに分類して説明するもの、各省庁の問題点の説明がある。(別添参照)

文部省は範囲も広く検討事項も多いが、厚生省は社会学部会に属するものが多かった。

調整を要し本部会で決定した事項は

① 教育訓練分科会を青少年・社会教育

分科会に、文化財分科会を文化分科会に改めた。また教育施設

分科会を学校教育分科会に改めた。

② 青少年非行対策は司法・法務部会

と統合するなどの調整が必要がある。以上である。

文部省は総理府に対する質問として、総務長官が沖縄県にて琉球大学の国立移管

と前向きに検討すると発言しているが、この問題は
は合神会とどう関連するかの発言が、

これに対し中谷課長は、これは上層部の
決定を得た上で、本部分から積み出す

は困難である旨、上層部の決定を待って
問題点の検討が必要がある旨述べた。

3. 議題 2. の現地調査の必要性を問うた
ところ、各省庁とも必要ありの回答あり

多いにこれに基づき、一週間の経緯で総理
府に対し調査項目の提出方針総理府に対し

依頼があった。としてこれの検討を経て
これまでの調査用の調査事項と変更になる

よう調整の上で、沖縄出張の具体的な
日程等を決定する旨総理府に対し

発言があり、各省庁の準備もこれに済んだ。

以上

教育文化部会における検討事項等について (各府庁意見)

府庁別	検討すべき事項等				摘要
	(A) 教育行政 分科会	(B) 教育施設 (若狭)	(C) 教育訓練 (若狭)	(D) 文化財 分科会 (又)	
総理府		1. 少年補導センター活動	1. 青年海外派遣 2. 青年の船 3. 青少年育成国民運動 4. 体かっ国民運動 5. 青少年指導者の養成確保		1. (C)の1〜2については沖縄も本土に含め実施中 (1=昭35年以降, 2=昭42年以降) 2. (C)の3〜4については本土に準じ沖縄で実施中 3. (B)の1 および (C)の3〜5 に対する補助は、復帰後本土同様の取扱いとなろう。 4. 復帰時より本土都道府県同様の青少年行政の連絡調整部局の設置がのぞましい。
警察庁					1. (A)〜(C)の分科会で検討すべき事項はない。 2. 総合対策として、青少年分科会が設けられたらはその時点で、非行対策等と検討したい。
科学技術庁					1. 分科会として検討すべき事項はない。 2. 部会として「科学技術の振興」を検討してほしい。 3. 復帰前措置と要するものは他部会で検討することとなり、本部会では復帰後の措置と検討願いたい。

必要

不要

省庁別	検討すべき事項				摘要
	(A) 教育行政 分科会	(B) 教育施設 分科会	(C) 教育訓練 分科会 青少年・社会教育	(D) 文化財 分科会	
法務省			1. 青少年非行の実態と対策 少年刑務所・少年院 少年鑑別所における 犯罪青少年の処遇 3. 青少年更生保護対策	司法 事務 課 の 関係	1. 青少年更生保護対策の内容 (1) 保護観察の対象となる青少年に対する保護観察実施 (2) 「こども活動」の実施 BBS会員による (3) 現地調査事項「青少年非行の実態」 (司法事務部会において可能な限り現地調査と) 進めたい。 この面に関する復帰対策は困難性は少ないと 考えられる。
文部省	1. 教育委員会制度 (教育委員会制含む) 2. 教育公務員制度 3. 共済制度 (私学共済を含む) ④ 国・自治体 学生 制度の運営 5. 特殊法人の 取扱いについて	1. 琉球大学の扱い 2. 私立大学の扱い 3. 教育水準の格差 是正について 4. 産業技術学校等 の扱いについて 5. 学校給食の扱い について	1. 社会教育・体育の振興	文化 財 課 の 関係	1. 教育水準の格差是正の内容 施設整備の整備、教員の資質向上 2. 社会教育・体育の振興の内容 指導者の養成、社会教育施設の整備 3. (B)の名称は不適当と思われるので 「学校教育分科会」としたい。

省庁別	検 討 すべき 事 項				摘 要		
	(A) 教育行政 分科会	(B) 教育施設 分科会	(C) 教育訓練 分科会	(D) 文化 分科会			
厚生省			1. 医療関係者等の 養成施設に関する 事項の取扱いに ついて		1. 医療関係者等の養成施設に関する一任化措置		
					内容	① 政府立 ^{即期} 看護学校 教育内容等本士に準ずる	② 政府立 ^{即期} 身体障害者 更生指導所 令 左
					復帰 前措置	施設整備の援助	
					復帰 時措置	① 保健婦助産婦 看護婦法同法 施行令等の適用 ② 厚生大臣の指定	① あん摩マッサージ指圧師はり師 きゆう師等に関する法律同法 施行令等の適用 ② 厚生大臣の指定
					復帰 後措置	施設整備の援助	
					2. 医療関係者等の養成施設に関する調査事項 特になし		
労働省					検討事項 特になし		
自治省					意見 なし		

3/10/58

第2回教育・文化部会議事概要

1. 日 時 昭和45年4月6日(月)

於総理府会議室

2. 出席者 別添(2)名簿のとおり

3. 議 事

- (1) 守谷課長から第7回会合の討議経過概要を説明
- (2) 第7回会合の決定により各省庁から提出された意見(別添(1))について、当該省庁から説明を求めた。
 - (青少年) 少年補導センター、青少年育成、体力づくりに対する補助金は復帰の時点で各県と同様に扱うことができよう。青少年指導者養成確保への補助は45年度から行なわれるが、これも多分そのまま移行出来ようが、実情調査の要がある。
 - (科学技術) 地方自治体との関係では、補助金(サイエンスカー)科学技術振興会議のブロック会議がある。これを冲繩に及ぼしてはどうか。その前提として実態調査の要がある。
 - (警 察) 非行少年対策については、青少年分科会が設置されたならば、その時点で検討したい。

総 理 府

(法 務) ここに挙げた項目には暫定措置の必要なものはないと思う。

(最高裁) 法務省意見の(2)及び(3)については司法、法務部会との関連があり、同部会に提出しているので、出来得れば司法、法務部会で扱ってほしい。(1)については当部会で扱ってほしい。

(文 部) 学校施設分科会、文化財分科会の名称をそれぞれ学校教育分科会、文化分科会としては如何。

(厚 生) 直接関係ないものが多いが施設の帰属如何によつては、厚生省所管となるものがある。

文部省の分類にならえば(B)となる。

(0)には児童家庭局関係がある。(追加意見)

(労 働) 職業訓練を当部会で考えたが、職安関係を社勞部会で扱っていることもあり、これは社、勞部会で扱うこととした。分科会としての問題は社、勞部会で扱うことに内部調整済みである。

(自 治) 文部省から提出されている。若し、分科会に入るとすれば(A)と(B)となるか。

疏大が県立となれば教育公務員の問題として関連が生じて来る。

総 理 府

(最高裁)青少年問題を検討することとなれば、当方からも改めて意見を出させてほしい。

4. 分科会の名称等について

- (1) 「学校施設分科会」は「学校教育分科会」と改称する。
- (2) 青少年対策についての分科会を改めて設けるが否かについて討議の後「教育訓練分科会」を「青少年、社会教育分科会」と改称し、青少年、婦人、家庭、視聴覚、体育等を含めることに決定。
- (3) 「文化財分科会」は「文化分科会」と改称する。

5. 現地調査の必要性の有無について

各省庁の意見を求め、結論として

- (1) 実態把握の必要があるという意見が大勢を占めたので現地調査を行なう。
- (2) 調査に参加するか否かは他の部会との関連もあり各省庁の内部調整にまづこととする。
- (3) 参加の要ありとする省庁は、調査項目および現段階における考え方として(ア) / 体化が必要なもの(イ) そのまま復帰の際移行できるもの(ウ) 暫定措置を要するもの の三つに色分けをして特速に提出する。同時に次の事項をも併せて提出すること。(4月11日まで)

総 理 府

- (a) 事前に琉政にデータ作成を依頼するもの
- (b) 視察希望の施設等
- (c) 実施時期についての希望

なお、現地調査については

- (1) 今回は総括的調査である
- (2) 参加人員は各省庁毎に1名程度
- (3) 期間は4泊5日程度
- (4) 調査後レポートを提出すること
- (5) なるべく早く実施したいが現地側との調整も必要である。
- (6) 4月11日以後現地調査に議題を限つて部会を開いてもよい。
- (7) さらに現地に関するオリエンテーションのための部会を開いてもよい。

等を守谷課長から伝達した。

総 理 府

出席者名簿			
所	属	官 職	氏 名
内閣審議室		事務官	山崎 毅
総理府青少年対策本部		参事官	小玉 正任
警察庁刑事局保安部防犯少年課		課長補佐 警視	古山 剛
科学技術庁官房総務課		企画係長	柴崎 和典
法務省大臣官房		調査官	三浦 正次
外務省アメリカ局北米一課		事務官	石河 正夫
文部省大臣官房		参事官	阿部 充夫
文部省大臣官房総務課		課長補佐	岩間 徹三
厚生省医務局医事課		"	藤井 信良
労働省職業訓練局訓練政策課		企画係長	大月 和彦
自治省官房企画室		課長補佐	諏訪部 信
最高裁判所事務総局家庭局		局 付	荒井 史男
最高裁判所事務総局総務局		制度資料審査係長	吉原 昭
特別地域連絡局		監理渡航課長	守谷 道夫
"		調査官	高橋 遼男
"	援助業務課	課長補佐	吉川 武司
"	"	文教係長	高橋 芳子
"	"	事務官	石田 邦夫

総 理 府

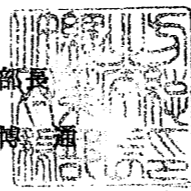
アメリカ局長
参事官
北米才一課長

沖・北対第239号
昭和45年5月23日

務
外務省アメリカ局北米一課長
千葉一夫 殿

沖縄・北方対策庁調整部長

田辺博通



沖縄復帰対策各省庁担当会議・部会の開催
について(通知)

標記会議を下記により開催しますので、貴省(庁)担当官の
出席方ご配慮願います。

記

- 1. 部会名 教育文化部会(第3回)
- 2. 日時 5月29日 10時~12時
- 3. 場所 総理府地下B棟会議室
- 4. 議題 現地調査について



総 理 府

要処理
首長事務
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整

吉川
三三

秋
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

第3回 教育文化部会 (記録)

45.5.29
米比一

5月29日、標記会議が総理府において開催された。前回の会議で実態把握

のため沖縄現地調査を派遣することに決めたが、その時期については今回会議において延期することに

決めた。浪事概要次の通り。

1. (田辺調整部長)より、山中大臣訪沖に随行しての感想としては沖縄全土に

沖縄の祖国復帰に対する期待と不安が

大きく渦巻いている雰囲気を感じた。
わいわいとはこの現地の不安を合理的

的、事務的に解決していかねばならぬ旨述べた。

(宇谷総務参事官)より今後この部会は専任の鈴木参事官が直接担当することになった

こと同参事官を紹介しこれまでの会議の経過を報告した後、いわゆる山中

構想は「現地が変わっているから」現在現地へ官部会より調査団を派遣すれば山中

構想の事務固めと取られがえり混乱を大きくする可能性が強い。従って事態

把握の必要性はあるが今回調査団の派遣は延期したい旨発言した。

(尾谷振興課長) 琉政制の要望として
琉大の国立接管等 学校施設、整備

充實の望を上げられ、~~これ~~ ~~及び~~ 教育制度
については 復帰後は 本邦の制度を完

全に適用する旨を 大臣 ~~が~~ 明言した旨
述べて。

2. (尾谷若事官) 当部会の調査団派遣は
時期をみて行なうこととした。各省より

緊急に調査を行う必要のある 各省等に
述べた。

科学技術系及び 文部省は なるべく早い時期
に行う旨述べ、~~他~~ 他省等は 特に急ぐ
必要なしと述べた。

以上。

配布資料別添

教育、文化 部会 現地調査について

第 4. 2 /

区分 省方別	調査目的 (事項)	調査場所	事前に琉政 に準備を求めた資料	視察希望施設等	調査希望時期	その他
総 理 府 青 少 年 対 策 本 部	1 地方公共団体青少年問題協議会関係 (1) 青少年問題協議会の性格、活動実績 (2) 市町村青少年問題協議会の設置率、 活動状況、琉政からの補助の状況 2 青少年海外派遣関係 (1) 事業周知の方法 (2) 団員選考の方法 (3) 事後活動の状況 3 青年の船関係 (1) ~ (3) 全上 4 青少年育成国民運動関係 (1) 県民会議、44年度事業内容、実績 (2) " 45年度事業計画、活動方針 (3) 県民会議に対する琉政補助の状況 5 少年補導センター (1) 少年非行防止のための官民合同活動の実態 (2) 薬物乱用少年の実態および対策の現状 6 青少年指導者の養成確保 (1) 有志指導者の現状(種類、人数、活動状況)					復帰後の 暫定措置は 要しないと 考えられる。

省カ別 已分	調査目的 (事項)	調査場所	事前に琉政 に準備と求む資料	視察希望施設等	調査希望時期	その他
	7. 体カつくり国民運動 (1) 県民会議 44年度事業内容、実績 (2) " 45年度事業計画、活動方針 (3) 県民会議に対する琉政補助の状況					
警察庁	不参加					
科学技術庁	1. 一般的事項 (1) 琉政科学技術政策の現状 施策の概要、予算、関係法令、担当部署等 (2) 沖縄における科学技術の現状 研究機関 (政府立、民間、大学等) 研究者数、技術導入等 2. 個別事項 (1) 技術士法関係 。類似制度の有無 受験希望者の有無 (2) 普及啓発関係 。パンフレット頒布、映画製作、表彰等の					

省庁別 区分	調査目的(事項)	調査場所	事前に琉政に 準備を求め資料	視察希望施設等	調査希望時期	その他
	普及活動およびこれを行なう普及団体の有無 (3) その他 研究公務員の国内留学海外留学等					
法務省	不参加(資料要求)		少年非行の実態、 非行少年の教育 に関する資料			
文部省	(1) 復帰事務の総括調査 (2) 私大の運営について (3) 文教局、琉大関係その他の法務 整備の現状			特になし	5月中旬	3名派遣 を希望
厚生省	不参加					
労働省	青少年行政の実態					

省別 区分	調査目的 (事項)	調査場所	事前に琉政に 準備を求め資料等	視察希望施設等	調査希望時期	その他
自治 省	1 教育区の実態と市町村との一体化に伴う 問題点の把握 (1) 教育区の実情 検閲、人員、予算、市町村との関係 (2) 連合教育区の役割 (3) 一体化に伴う問題点 一体化の時期、特例措置等について 2 琉政教育委員会の実情と沖縄県教育 委員会設置に伴う問題点 3 琉政の文教関係施設のうち本土と異な るもの取扱いについて	琉政 文教局、総務局 行政部地方課、 市町村、 教育区 連合教育区	調査目的に適した 資料、意見等	文教関係施設 (本土と異なるとの)	5月下旬	文部省と 共同に行な うことと考 えられる
最 高 裁 判 所	1. いわゆる不良行爲、 少年非行の実態について 2. 少年非行にかかわる関係機関等の実情と 裁判所の連携状況について (1) 学校、警察、保護観察所、児童相談所等 関係機関の非行防止並びに健全育成活動の実情 (2) 各種青少年団体、教育文化団体、社会(児童)福祉 団体、職場団体、地域社会等の “ ” ※ (3) 家庭裁判所と上記関係機関等との連携 状況とくに連絡協議等家庭裁判所との協力が特別		非行防止、健全育成 に関する関係機関、 団体等の名称、従来 の活動内容についての 概観的な文書	非行防止並びに 健全育成活動に関係 機関、団体等の施設 等の活動状況 (少年院、少年鑑別所 等裁判執行施設) 施設の実情は司法 法務部会で調査予定)		復帰に伴う特別 措置はふたね 不要と考えられる ※ 印字機は 現地調査の結果、 復帰後暫定措置と 要するものと考 えられる

総 理 府